

平成31年4月17日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附 則第28条第2項の規定による指定旧供給 地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定の解除に関する、改正法附則第36条第1項第5号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定の解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20190315 近畿第 40 号
平成 3 1 年 4 月 1 7 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

平成 3 1 年 3 月 1 5 日付け 20190311 近畿第 37 号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成 2 7 年法律第 4 7 号) 附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定の解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定の解除事業者数：2事業者

指定旧供給地点群数：2地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社ハシモトガスショップ (法人番号：8150001021064)	大発団地
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	ネオポリス小野